



新型コロナウイルス感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難な方へ
国民年金保険料の免除申請が可能です！

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当限度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続により、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

【受付開始日】

令和2年5月1日

【対象となる方】

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少
令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われたなどにより収入が減少したこと。
 - ② 所得が相当限度まで下がった場合
令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額(※1)が、国民年金保険料免除基準相当(※2)(※3)になることが見込まれる方。
- ※1 令和2年2月以降の任意の月(最も低い月など)における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。
- ※2 当年中の所得見込み額が全額免除基準相当(例：単身世帯の場合は57万円以下)や一部免除基準相当額に該当する場合に、それぞれの基準に該当する免除が適用になります。
- ※3 免除などの判定においては、世帯主および配偶者(納付猶予は配偶者のみ)も審査の対象となります。また、申請者本人のほか、世帯主や配偶者が①と②に該当するときにも、この簡易な手続による申請ができます。

【申請の対象となる期間】

令和2年2月分から6月分まで ※令和2年7月以降は、改めて申請が必要です。

【申請に必要なもの】

- ① 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
 - ② 所得の申立書
 - ③ 印鑑
- ※①、②については、役場窓口にて備え付けてあります。

学生の方についても、同様に臨時特例措置がありますのでご相談ください。

令和2年度 老齢基礎年金額
年額(満額) 781,700円 月額 65,142円

【お問合せ】 住民生活課 住民係 担当：宮澤(奈)

村県民税(1期)、固定資産税(2期)、介護保険料(1期)の納期は、

6月30日(火)です。忘れずに納入しましょう！

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。
お気軽に住民生活課税務係へご相談ください。